

(案)

物品売払い契約書

1 売払い物品名	さんさんバス車両売払い
2 契約金額	円
うち取引に係る消費税 及び地方消費税の額	円
3 契約保証金	免除
4 引渡期限	令和8(2026)年3月6日
5 履行期間	令和8(2026)年3月27日
6 引渡場所	みよし市役所

上記の物品の売払いについて、発注者 みよし市 を売扱人とし、契約者

を買受人として別添条項によって契約を締結する。

この契約を証するため契約書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保管する。

令和8(2026)年2月 日

売扱人 愛知県みよし市三好町小坂50番地

みよし市

代表者 みよし市長 小山祐

買受人 住 所

商号又は名称

代表者氏名

契約条項

(総則)

第1条 みよし市（以下「売扱人」という。）及び契約決定者（以下「買受人」という。）は、この契約条項（契約書を含む。以下同じ）に基づき、仕様書に従い、日本国の法令を遵守し、この売扱い契約を履行しなければならない。

(目的)

第2条 売扱人は、別紙売扱い仕様書に掲げる物品（以下「物品」という。）を買受人に売渡し、買受人はこれを買い受ける。

(代金の納入)

第3条 買受人は、売扱人の発行する納入通知書により契約後、別途定める期日までに代金を売扱人に支払うものとする。

(物品の引渡し)

第4条 売扱人は、代金の納入確認後物品を買受人に引き渡すものとする。

(契約不適合責任)

第5条 買受人は物品の所有権が移転した後当該物品に種類及び品質に関して本契約の内容に適合しない状態があることを発見しても、代金の減額若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。

(契約の解除)

第6条 売扱人は、買受人がこの契約に定める義務を履行しない時は、この契約を解除できる。

(原状回復)

第7条 買受人は、売扱人が前条の規定により解除権を行使した時は、この指定する期日までに物品を原状に回復して返還しなければならない。

2 売扱人は、前条の規定により解除権を行使した時は収納済みの代金を買受人に返還する。ただし、返還金に利息は付さない。

(損害賠償)

第8条 売扱人は、買受人がこの契約に定める義務を履行しないため損害を受けた時は、その損害を請求することができる。

(返還金の相殺)

第9条 売扱人は、第7条第2項の規定により代金を返還する場合において、買受人が同条第1項に定める原状回復に代わる賠償又は前条に定める損害賠償として、売扱人に払うべき金額があるときは、その返還金をそれらの全部又は一部と相殺するものとする。

(契約の費用)

第10条 この契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、買受人の負担とする。

(疑義の解決)

第11条 この契約に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、みよし市契約規則の定めるところによるほか、その都度売扱人と買受人が協議して定めるものとする。